

横浜市行政不服審査会答申
(第126号)

令和5年1月10日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「保育利用料変更処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査会の判断は妥当である。

2 事案の概要

平成 28 年分から令和元年分までの各年分の審査請求人の所得税及び復興特別所得税の所得金額が、令和 3 年 5 月 31 日付けで、神奈川県税務署長により更正されたことを受け、平成 29 年度分から令和 2 年度分までの各年度分の市県民税額が増額された。そのため、市民税額によって認定される教育・保育費の負担区分が変更され、横浜市神奈川区長(以下「処分庁」という。)は、令和 3 年 8 月 11 日付けで令和元年 9 月分の審査請求人に対する保育利用料変更処分(以下「本件処分」という。)を行った。

審査請求人は、本件処分が不適法・不適切であるとして審査請求を申し立てた。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 神奈川県税務署長により行われた更正決定は、神奈川県税務署が審査請求人の所得を調査することなく一方的に決定したものであり違法である。
- (2) 審査請求人は、現在、国税不服審判所に更正決定の取消しを求めて審査請求をしており、神奈川県税務署長の処分は効力を有していない。
- (3) 前記(1)の更正決定を前提とした本件処分は不適法・不適切であるため、本件処分の取消しを求める。

4 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 23 条第 4 項及び横浜市保育所等利用料算定及び副食費免除の対象決定事務取扱要領(平成 27 年 4 月 1 日こ保第 3996 号。以下「要領」という。)第 6 条第 2 項に基づき、教育・保育費の負担区分を変更した。
- (2) 負担区分は、横浜市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等に係る費用の額等に関する規則(平成 27 年 3 月横浜市規則第 58 号。平成 31 年 4 月 15 日改正のもの。以下「規則」という。)第 4 条第 1 項及び別表第 2 により D24 階層となり、保育利用料は 39,800 円となった。

- (3) 審査請求人は、市県民税に係る審査請求を行っていることにより税が未確定であることを申し立てているが、審査請求は対象となった処分の効力を停止させるものではなく、現時点においても審査請求人の市民税額は変更されていないことから本件処分には影響しない。
- (4) よって、本件処分に不適法・不適切な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 当事者間に争いのない事実及び資料によって認定した事実

ア 審査請求人は、支給認定を受け、支給認定に係る児童であるA（平成●年●月●日生まれ、第1子）（以下「対象児童」という。）が保育所において保育を受けるに当たり令和元年8月23日に保育利用料の決定処分を受け、同利用料は26,800円であった。

イ 神奈川税務署長は、平成28年分から令和元年分までの各年分の審査請求人の所得税及び復興特別所得税の所得金額について、令和3年5月31日付けで更正決定を行った。

ウ これに伴い、平成29年度分から令和2年度分までの各年度分の市県民税額が増額されたため、神奈川区税務課が不足分について令和3年8月5日付けで、平成29年度分から令和2年度分までの各年度分の市県民税賦課決定処分を行った。

エ 処分庁は、法第23条第4項、要領第6条第2項並びに規則第4条第1項及び別表第2に基づき、審査請求人の負担区分がD24階層であるとし、令和元年度分の市町村民税所得割課税額に基づく算定による額336,000円から、審査請求人の令和元年9月分の保育利用料を39,800円と判断し、本件処分を行った。

なお、令和元年10月分以降の保育利用料については、幼児教育・保育

の無償化により無料となっている。

(2) 法令の適用

本件処分は、令和元年9月分の保育利用料を変更するものであるから、本件処分の適法性の判断は、令和元年9月当時の法令に基づき判断されるべきである。したがって、本答申における判断においては、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）、規則及び要領は、いずれも令和元年9月時点のものに基づき判断する。なお、要領については、令和元年10月1日における改正前の要領である横浜市保育料算定事務取扱要領（以下「旧要領」という。）がその根拠となる。

法第23条第4項は、「市町村は、職権により、支給認定保護者につき、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満3歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る支給認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。」と規定する。

法第27条第1項は、「市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長…が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設…から当該確認に係る教育・保育…を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育…に要した費用について、施設型給付費を支給する。」と規定する。

法第27条第3項は、「施設型給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。」とし、第1号として、「第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）」と、第2号として、「政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」と規定する。

したがって、支給認定保護者は法第 27 条第 3 項第 1 号に規定する保育料のうち、同項第 2 号の費用（以下「教育・保育費」という。）のみを負担することとなる。

法第 27 条第 3 項第 2 号における「市町村が定める額」は、規則第 4 条第 1 項及び別表第 2 並びに旧要領第 3 及び第 4 が規定する。同額は、法第 23 条第 4 項により変更することが可能であり、施行規則第 12 条及び第 13 条に変更の認定を行う場合の手續規定がある。そして、法第 23 条第 4 項は、「その他必要があると認めるとき」に変更することができると規定しているところ、教育・保育費の算定事務に係る必要な事項については旧要領において規定されており、旧要領第 5 の 2 は「区長は、市町村民税額等の更正・決定等に基づき負担区分を変更する場合は、更正・決定等がされる前の市町村民税額等に基づき負担区分を認定した月から変更をする。」と規定する。

神奈川税務署は、平成 30 年分の審査請求人の所得税及び復興特別所得税の所得金額について、令和 3 年 5 月 31 日付けで更正決定を行い、これに伴い、令和元年度分の市県民税額が増額された。

更正後の市民税額に基づき教育・保育費を算定するに、規則第 4 条第 1 項は「教育・保育費…は、別表第 2 のとおりとする。」と規定する。対象児童は変更適用日である令和元年 9 月 1 日には 3 歳であり、2 号認定こどもであり（規則別表第 2 の備考 3、施行令第 4 条第 2 項）、第 1 子である。また、審査請求人の世帯は D24 階層である「A 階層を除き、現年度分の市町村民税所得割課税額が 335,801 円以上 361,300 円以下の世帯」に該当する。すなわち、規則別表第 2 の備考 11 によれば、「この表において「現年度」とは、特定教育・保育又は特定地域型保育のあった月の属する年度（特定教育・保育又は特定地域型保育のあった月が 4 月から 8 月までの場合にあっては前年度）をいう。」とあるため、令和元年 9 月分の教育・保育費は、令和元年度分の市町村民税所得割課税額を規則別表第 2 に当てはめて算定することとなる。「令和元年度分市町村民税所得割課税額」は規則別表第 2 の備考 12 及び旧要領第 3 に基づき 336,000 円と計算される。A 階層は生活保護世帯であるところ、審査請求人は生活保護世帯ではないため、これを当てはめると D24 階層となり、法第 27 条第 3 項第 2 号に規定される教育・保育費は金 39,800 円となる。法第 27 条第 3 項第 1 号に規定する保育料のうち、同項第 2 号の費用（教育・保育費）のみを支給認定保護者が負担することとなり、

処分庁は同額を「施設・事業の利用料」として通知したものである。

以上により、法令を適用すれば、変更後の審査請求人の保育利用料は 39,800 円となり、利用料変更通知書記載の金額と同額となる。したがって、処分庁の本件処分に違法又は不当な点はない。

(3) 審査請求人の主張に対する判断

審査請求人は、現在、国税不服審判所に更正決定の取消しを求めて審査請求をしており、神奈川税務署長の処分は効力を有していないと主張する。

所得額の課税標準について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 315 条第 1 号は、「その者が所得税に係る申告書を提出し、又は政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合においては、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。」と定める。したがって、処分庁が更正された総所得金額を基準として、市町村民税を変更することに何ら違法又は不当な点はない。

また、処分庁は法第 23 条第 4 項により教育・保育費を変更することができる場合、いかなる場合に教育・保育費を変更することができるかは、行政庁の合理的な裁量に委ねられており、過年度分の市町村民税額の更正・決定に伴う市町村民税額の増減があった場合に教育・保育費を変更することは、処分庁の裁量権の行使として許される。そして、同項により教育・保育費を変更した場合の変更の効果が及ぶ時期について、旧要領第 5 の 2 は、「更正・決定等がされる前の市町村民税額等に基づき負担区分を認定した月から変更」するとしているが、これも処分庁の裁量権の行使として許される。

また、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 105 条第 1 項は、「国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となった処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。」と定めているところ、審査請求人が、国税不服審判所長に対して更正処分に係る審査請求をしているとしても、その結果、国税不服審判所が裁決により更正処分を取り消すなどしない限り、かかる審査請求の提起それ自体は更正処分に何ら影響を及ぼすものとはいえない。したがって、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 結語

以上により、処分庁による本件処分は適法であり、本件処分に対する審査請求は棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和3年10月14日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和3年11月4日	・ 弁明書等の受理
令和3年11月12日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和4年1月4日	・ 反論書等の受理
令和4年4月19日	・ 反論書の送付
令和4年8月22日	・ 質問書の送付（処分庁宛て）
令和4年9月2日	・ 質問書の送付（審査請求人宛て）
令和4年9月4日	・ 回答書の受理（審査請求人）
令和4年9月5日	・ 回答書の受理（処分庁）
令和4年10月25日	・ 物件提出依頼（処分庁宛て）
令和4年10月27日	・ 回答受理（処分庁）
令和4年10月31日	・ 物件の提出通知
令和4年11月1日	・ 審理手続の終結
令和4年11月7日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和4年11月8日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 主張書面等閲覧・交付請求書の受理 ・ 調査審議
令和4年11月9日	・ 主張書面等の閲覧等決定通知書の送付
令和4年12月13日	・ 調査審議
令和5年1月10日	・ 調査審議